

飲料水の型式承認試験基準

I 総 則

1. 飲料水及びその容器の型式承認のための試験方法及び判定基準は、原則としてこの基準の定めるところによる。
2. 型式承認試験は、同一ロットにより生産された供試品を用いて次に掲げる方法により行う。
 - (i) IIIに掲げる外観検査を行った後、IIに掲げる環境試験を行い、その後IIIに掲げる製品試験を行う。
3. IMOが認める国際基準（ISO 18813:2006）の要件に適合している飲料水及びその容器は、本要件に適合していると見なす。

II 環境試験

| 試 験 方 法 | | 判 定 基 準 | | 対応する国際基準 | 備 考 |
|---------|--|---------|--|---|-----|
| 1 | <p>温度繰返し試験</p> <p>1 供試体を交互に-30℃及び+65℃の周辺温度にさらす。この交互のサイクルは、それぞれの直後に行う必要はなく、合計10サイクル繰返す次の手順でよい。</p> <p>合計10サイクル繰返す次の手順でよい。</p> <p>1) 1日で終了する+65℃以上での8時間サイクル</p> <p>2) 同じ日に高温槽から取り出した供試体を翌日まで 20℃±3℃の室温状態にさらす</p> <p>3) 翌日終了する-30℃以下での8時間サイクル</p> <p>4) 同じ日に低温槽から取り出した供試体を翌日まで 20℃±3℃の室温状態にさらす。</p> | 1 | <p>1 供試体は試験後に収縮、亀裂、膨張、溶解又は機械的品質の変化のような損傷の兆候がないものとする。</p> | <p>MSC.81 (70)/part1/ 1.2.1</p> <p>MSC.200 (80) 1.2.1</p> | |

Ⅲ 外観試験及び製品試験

| 試 験 方 法 | | 判 定 基 準 | | 対応する国際基準 | 備 考 |
|---------|---|---------|---|--|-----|
| 1 | 1 外観試験 材料、寸法、及び工作の良否について仕様書又は図面と照合、確認すること。 | 1 | 1 仕様書又は図面どおりであること。 | | |
| 2 | 1 標示検査 | | 1 容器の外面には、次の事項が標示されていること。 1) 品 名 2) 製造年月、製造ロット 3) 有効期限 4) 水の収納容量 5) 消費方法 | LSA code 4.1.5.1.19 及び4.4.8.9 MSC.218 (82) | |
| 3 | 1 構造検査 容量及び、開閉できる蓋の有無を調べる。 | 1 | 1 容量が 125ml 未満のものを除き、開閉できる蓋を備えること。 | LSA code 4.1.5.1.19 及び4.4.8.9 MSC.218 (82) | |
| 4 | 1 水質及び容器の衛生検査 水質及び包装材料等について、厚生労働省の基準（食品衛生法等）を満たしているか調べる。 | | 1 厚生労働省の基準を満足すること。 | LSA code 4.1.5.1.19 及び4.4.8.9 MSC.218 (82) | |

| | | | | | |
|---|--|--|---|---|---|
| 5 | <p>水蒸気透過度試験</p> <p>(柔軟性のある容器を使用する場合に適用する。但し、大きい容器に小分けして収納されるものには適用しない)</p> <p>密封容器材料として使用されるフィルムについて、温度23℃、相対湿度85%における水蒸気透過度を測定する。</p> | | <p>水蒸気透過度は24時間あたり0.1g/m²未満であること。</p> | <p>LSA code 4.1.5.1.19 及び4.4.8.9 MSC.218 (82)</p> | <p>JIS Z1707(食品包装用プラスチックフィルム通則)参照</p> <p>(測定方法はJIS K 7129等)</p> |
| 6 | <p>イマーシヨンスーツ手袋開封試験</p> <p>試験品を、製造者の操作の指示に従って、断熱型イマーシヨンスーツあるいはそのスーツから取った手袋を着用した操作者により開封させる。</p> | | <p>容易に開封できること。</p> | <p>LSA code 4.1.5.1.19 及び4.4.8.9 MSC.218 (82)</p> | |